

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生

千葉県公安委員会規則第 1 0 号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年千葉県公安委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式の 3 から第 4 号様式の 8 までの規定中

「

|   |    |             |
|---|----|-------------|
| 本 | 籍  |             |
| 住 | 所  | 都道府県        |
|   | 電話 | ( ) (自宅・携帯) |

」

を

「

|   |    |             |
|---|----|-------------|
| 住 | 所  | 都道府県        |
|   | 電話 | ( ) (自宅・携帯) |

」

に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。